

年 月 日

(宛先) 板橋区長

住 所

金融機関名

支店長名

## 利子補給停止届

板橋区産業融資の利子補給について、下記により停止願います。

記

(ア) 受給者	法人名または 事業主名	
	所在地	
	肩書・代表者名 (法人の場合)	
	制度名	
	幹旋番号	
	貸付年月日	年 月 日
	貸付金額	円
(イ) 利子補給停止事由	<input type="checkbox"/> 事業の廃止	(1) 廃止年月日 年 月 日 (2) 廃止理由 [ ]
	<input type="checkbox"/> 3か月以上の休業	(1) 休業年月日 年 月 日より (2) 休業理由 [ ]
	<input type="checkbox"/> 所在地(本社機能) の区外移転	(1) 移転年月日 年 月 日 (2) 移転先等 [ ]
	<input type="checkbox"/> 期限の利益喪失	年 月 日付で喪失
	<input type="checkbox"/> その他	

※裏面の注意事項を確認の上ご記入ください

連絡先担当者

電話

## 《記入にあたっての注意》

### (ア) 受給者欄

1. 記入日現在の内容ではなく、貸付実行時の内容をご記入ください。
2. 所在地（実態）の区外移転による停止の場合であっても、所在地欄には移転前の住所をご記入ください。
3. 貸付金額は、当初貸付の元金のみをご記入ください。

### (イ) 利子補給停止事由欄

1. 停止事由が確認できる書類を必ず添付ください。（コピー可）
  - 事業の廃止 …………… 廃業届等
  - 事業の休業 …………… 休業届等
  - 区外移転 …………… 商業登記簿謄本等
  - 期限の利益喪失 …………… 内容証明等
  - 弁護士受任 …………… 受任通知等
2. 複数の停止事由が該当する場合、最も早い日付をもって停止となります。  
（例）4月1日付弁護士受任通知を4月2日に受領後、4月3日に期限の利益を喪失  
→最も早い「4月1日」が停止日となります。

※ 停止事由が生じた月の翌月10日までにご送付ください。（ご提出が遅れた場合、過去に遡って過払金を返還いただくこともございますのでご注意ください。）